



ヒルトン小田原リゾート&スパ 1泊2日朝食付きプラン

地元神奈川再発見
(かながわ県民割) 事業支援対象

ヒルトン小田原リゾート&スパは、箱根の山々と海に囲まれる
都心からも近い県内随一のリゾート施設です。
横浜から車で1時間とアクセスも抜群です!!

“「地元かながわ再発見」かながわ県民割”
旅行代金が一番1泊最大5,000円割引に!

□■お得な“「地元かながわ再発見(かながわ県民割)」”とは?? ■□

新型コロナウイルスで深刻な打撃を受けている観光産業を支援する為、12月1日から、神奈川県民を対象に県内旅行の代金を5,000円補助する神奈川県独自の事業です。

期間：2021年12月1日～ 2022年1月31日
※事業予算に達し次第終了

対象：県内宿泊 (1人1泊5,000円)

備考：期間中何度も利用可能

〔例1〕定番エリア(横浜市、鎌倉市、箱根町)
1泊7,000円の宿泊施設に宿泊
・地元かながわ再発見事業：割引3,000円
→4,000円にてご宿泊が可能に!!

〔例2〕再発見エリア(上記以外の地域)
1泊10,000円の宿泊施設に宿泊
・地元かながわ再発見事業：割引5,000円
→5,000円にてご宿泊が可能に!!

とってもおトクに旅行
に行けるんだね!



☆ご宿泊特典☆

- ①天然温泉大浴場
- ②バーデゾーン
- ③フィットネスルーム利用可能!!

※上記の施設は、チェックイン前・チェックアウト後の2日間は
何度でも利用可能!

※岩盤浴・エステ利用10%割引

12月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
	A	A	A	A	B	C
12	13	14	15	16	17	18
B	A	A	A	A	B	C
19	20	21	22	23	24	25
B	A	A	A	A	C	E
26	27	28	29	30	31	
C	C	D	E	F	-	

2022年1月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
						-
2	3	4	5	6	7	8
-	C	C	B	A	A	E
9	10	11	12	13	14	15
E	A	A	A	A	A	C
16	17	18	19	20	21	22
A	A	A	A	A	A	C
23	24	25	26	27	28	29
A	A	A	A	A	A	C
30	31					
A	A					

■□ご旅行代金□■ (単位：円/お一人様あたり)

人数	スーペリアツイン				和洋室							
	2名1室		3名1室		3名1室		4名1室		5名1室		6名1室	
宿泊日	旅行代金	お支払額	旅行代金	お支払額	旅行代金	お支払額	旅行代金	お支払額	旅行代金	お支払額	旅行代金	お支払額
A	12,000	7,000	10,000	5,000	14,500	9,500	11,000	6,000	10,000	5,000	8,500	3,500
B	14,500	9,500	12,500	7,500	16,500	11,500	14,000	9,000	13,000	8,000	11,500	6,500
C	22,000	17,000	15,000	10,000	24,000	19,000	20,000	15,000	18,500	13,500	16,500	11,500
D	27,000	22,000	25,000	20,000	32,500	27,500	29,000	24,000	28,000	23,000	26,500	21,500
E	36,000	31,000	32,000	27,000	40,000	35,000	37,500	32,500	36,500	31,500	35,000	30,000
F	45,500	40,500	40,000	35,000	47,500	42,500	46,500	41,500	41,000	36,000	39,000	34,000

※未就学のお子様は無料

※お部屋タイプは洋室または和洋室です。
※記載の代金は1名様あたりの代金です。
※本プランは1泊朝食付です。
※記載の旅行代金には入湯税、サービス税、消費税が含まれております。
※「おとな・子ども同額」(おひとり様あたり)

ご滞在をお楽しみいただける充実の施設

天然温泉大浴場
～相望の湯～

和食から洋食まで
そろった朝食♪

チェックアウトは12:00！
ゆったり滞在が
チェックインは15時～



バーデゾーン

和洋室イメージ



旅行条件＜要約＞ 詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申込みください。本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

この旅行は、東武トップツアーズ株式会社 横浜支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容及び別途お渡しする旅行条件書、確定書面（クーポン類又は最終日程表）並びに当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

1. お申し込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社の定める方法によりお申し込みください。下記のお申込金は指定の方法により当社の定める日までにお支払ください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。(2) 旅行契約は、当社が締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。(3) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2. お申込金：ご旅行代金（ご予約時にお支払いください）

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は当社指定の期日までにお支払いください。

4. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

旅行日程に明示された交通費、宿泊費、食事代等及びその消費税等諸税相当額が含まれています。これらの諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。行程に含まれない交通費、飲食費等並びに個人的性質の諸費用は含まれていません。

5. 取消料

お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお 取消日とは、お客様が当社又はお申込店の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた日とします。

旅行契約の解除期日	旅行開始日の前日からさかのぼって			旅行開始日当日	旅行開始後または無連絡不参加
	6日前まで	5～4日前まで	3日前～前日		
取消料	無料	無料(14人以下)	20%	50%	100%
		20%(15名以上)			

●この旅行の最少催行人員は2名様です。

●添乗員は同行いたしません。

●お客様のご都合で既にお申込みのコースや出発日を取消され、新たに別のコースや出発日をお申込になる場合、また、お申込人数から一部の人数を取消される場合も、旅行代金に対してお一人様につき上記の取消料の対象となりますので、あらかじめご了承ください。

●当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

6. 旅行代金の変更

お申込いただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増減となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

7. 旅行の取り止め

お申込人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を取止めることがあります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前（日帰り旅行にあっては3日目）にあたる日より前までに、旅行を中止する旨を通知します。

8. 特別補償

当社は、特別補償規程に定めるところにより、お客様がご旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によりその生命、身体又は荷物に被られた一定の損害について、保証金及び見舞金をお支払いいたします。

9. 旅程保証

当社は、パンフレットに記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1%～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金をお支払いいたします。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。なお、当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同時に又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は着陸空港の異なる便への変更 ⑥直行便から乗継便又は経由便への変更 ⑦宿泊機関の種類又は名称 ⑧宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑨前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

10. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配とサービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただき、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様の買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

(2) 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に際し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

11. その他

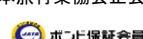
(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(2) このパンフレットは、2021年11月15日現在を基準としております。

※旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に關し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

観光庁長官登録旅行業第38号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 東21-201

総合旅行業務取扱管理者／清成 敦彦



<旅行実施・企画／申し込み・問い合わせはこちら>

東武トップツアーズ株式会社横浜支店 横浜市西区北幸2-8-29東武横浜第3ビル5階

TEL:045-326-1120 (平日9:30～17:30 休業日:土日祝)

担当:伊藤 裕弥